

境港地区 高度衛生管理基本計画 (概要)

《概要》

- ・境漁港は、特定第3種漁港（全国で13漁港）の一つ。
- ・まき網漁業、底びき網漁業及びかにかご漁業等日本海沖合漁業の拠点。
- ・国・県・市・市場関係者等からなる「さかいみなと漁港・市場活性化協議会」を設置し、衛生管理体制の構築について方向性を決定。

事業箇所：境港市昭和町

計画工事種目：

-6m泊地浚渫	7,300m ²
-6m岸壁(新設)	313m
-6m岸壁(耐震改良)	157m
-6m岸壁(増深改良)	245m
道路	485m
用地(人工地盤)	12,000m ²
清浄冷海水取水施設	1式
荷さばき所	1式

事業費：120億円

事業期間：平成26年度～平成35年度

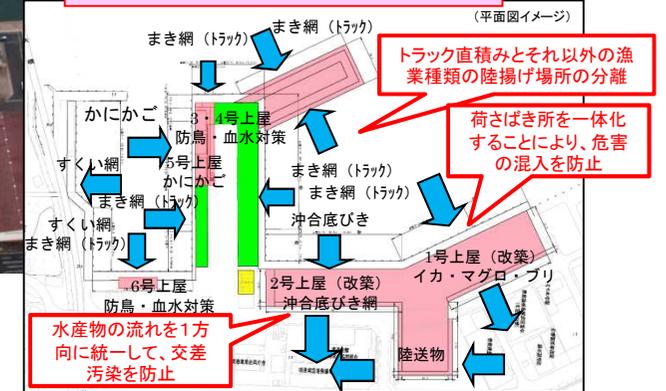
高度衛生管理対策の内容

- ・漁業種毎に陸揚エリアを設定
- ・搬入・搬出エリア等により区分(ゾーニング)
- ・人及び一般車両の入場管理
- ・囲壁による鳥獣類の侵入、糞尿や塵埃など異物混入防止
- ・電動フォークリフトの導入による排ガス汚染防止
- ・清浄海水の使用
- ・水産物や水質等の定期検査の実施など

高度衛生管理対象範囲

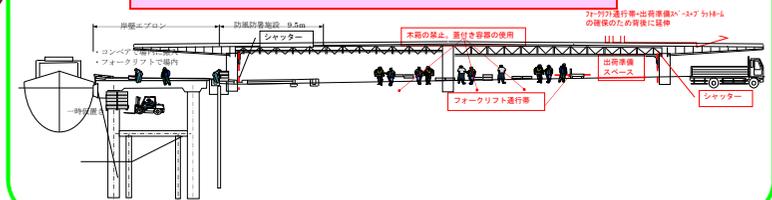


効率的な施設の再配置



整備後(イメージ)

岸壁と荷さばき施設の一体的整備



現在の状況



- ・ゾーニングが不徹底
- ・車両進入による排ガスの影響

- ・木箱の使用
- ・水産物を直接床に置いており、不衛生